



金 沢 市 公 報

号外第40号の15

平成24年(2012年)12月17日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ
条 例	
金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	1
金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の 一部を改正する条例 (")	1

議会規則	
金沢市議会会議規則の一部を改正する規則 (議会事務局)	3

条 例

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市条例第89号

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

金沢市議会委員会条例(昭和38年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する施行の日から施行する。

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市条例第90号

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条から第7条まで(第4条の見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条を次のように改める。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第9条及び第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第12条の見出しを「(透明性の確保)」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「調査を行う」を「調査を行うなど使途の透明性の確保に努める」に改める。

第13条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「規定する使途基準に従い」を「定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第15条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第8条関係)

項 目	内 容
1 調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
2 研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
3 広報費	議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
4 広聴費	議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動に要する経費
5 要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
6 会議費	議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
7 資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
8 資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
9 人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
10 事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
11 会派共用費	所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの
12 共通経費	上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

備考

- この表において「会派等」とは、金沢市議会運営委員会規約(平成3年7月2日議会運営委員会決定)第2条第2項の規定に基づき結成された会派及び議員の議会活動のために結成されたもので会派を結成することができないものをいう。
- 政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。
 - 政党の活動に係る経費
 - 慶弔費その他の交際費的経費
 - 選挙活動に係る経費
 - 後援会活動に係る経費
 - 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費
 - 会派等又は個人の資産形成に係る経費
 - 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費
 - 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の法令等に抵触する経費
 - 使途不明の支出に係る経費

附 則

- この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 改正後の金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に改正前の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 金沢市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

議 会 規 則

金沢市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月17日

金沢市議会議長 苗 代 明 彦

●金沢市議会規則第3号

金沢市議会会議規則の一部を改正する規則

金沢市議会会議規則（昭和38年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「第9章 請願（第87条 第93条）

第87条（請願書の記載事項）

第88条（請願文書表の作成及び配布）

第89条（請願の委員会付託）

第90条（紹介議員の委員会出席）

第91条（請願の審査報告）

第92条（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等）

第93条（陳情書の処理）

第10章 秘密会（第94条・第95条）

第94条（指定者以外の退場）

第95条（秘密の保持）

第11章 辞職及び資格の決定（第96条 第100条）

第96条（議長及び副議長の辞職）

第97条（議員の辞職）

第98条（資格決定の要求）

第99条（資格決定の審査）

第100条（決定書の交付）

第12章 規律（第101条 第108条）

第101条（品位の尊重）

第102条（携帯品）

第103条（議事妨害の禁止）

第104条（離席）

第105条（禁煙）

第106条（新聞等の閲読禁止）

第107条（許可のない登壇の禁止）

第108条（議長の秩序保持権）

第13章 懲罰（第109条 第115条）

第109条（懲罰動議の提出）

第110条（懲罰動議の審査）

第111条（戒告又は陳謝の方法）

第112条（出席停止の期間）

第113条（出席停止期間中出席したときの措置）

第114条（除名が成立しないときの措置）

第115条（懲罰の宣告）

第14章 会議録（第116条 第119条の2）

第116条（会議録の記載事項）

第117条（会議録の配布）

第118条（会議録に掲載しない事項）

第119条（会議録署名議員）

目次中

を

- 第119条の2 (会議録の保存年限)
- 第15章 議員の派遣 (第120条)
 - 第120条 (議員の派遣)
 - 第16章 補則 (第121条)
 - 第121条 (会議規則の疑義に対する措置)]
- 「第9章 公聴会及び参考人 (第87条 第93条)
 - 第87条 (公聴会開催の手續)
 - 第88条 (意見を述べようとする者の申出)
 - 第89条 (公述人の決定)
 - 第90条 (公述人の発言)
 - 第91条 (議員と公述人の質疑)
 - 第92条 (代理人又は文書による意見の陳述)
 - 第93条 (参考人)
- 第10章 請願 (第94条 第100条)
 - 第94条 (請願書の記載事項)
 - 第95条 (請願文書表の作成及び配布)
 - 第96条 (請願の委員会付託)
 - 第97条 (紹介議員の委員会出席)
 - 第98条 (請願の審査報告)
 - 第99条 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等)
 - 第100条 (陳情書の処理)
- 第11章 秘密会 (第101条・第102条)
 - 第101条 (指定者以外の退場)
 - 第102条 (秘密の保持)
- 第12章 辞職及び資格の決定 (第103条 第107条)
 - 第103条 (議長及び副議長の辞職)
 - 第104条 (議員の辞職)
 - 第105条 (資格決定の要求)
 - 第106条 (資格決定の審査)
 - 第107条 (決定書の交付)
- 第13章 規律 (第108条 第115条) に改める。
 - 第108条 (品位の尊重)
 - 第109条 (携帯品)
 - 第110条 (議事妨害の禁止)
 - 第111条 (離席)
 - 第112条 (禁煙)
 - 第113条 (新聞等の閲読禁止)
 - 第114条 (許可のない登壇の禁止)
 - 第115条 (議長の秩序保持権)
- 第14章 懲罰 (第116条 第122条)
 - 第116条 (懲罰動議の提出)
 - 第117条 (懲罰動議の審査)
 - 第118条 (戒告又は陳謝の方法)
 - 第119条 (出席停止の期間)
 - 第120条 (出席停止期間中出席したときの措置)
 - 第121条 (除名が成立しないときの措置)
 - 第122条 (懲罰の宣告)
- 第15章 会議録 (第123条 第127条)

第123条 (会議録の記載事項)

第124条 (会議録の配布)

第125条 (会議録に掲載しない事項)

第126条 (会議録署名議員)

第127条 (会議録の保存年限)

第16章 議員の派遣 (第128条)

第128条 (議員の派遣)

第17章 補則 (第129条)

第129条 (会議規則の疑義に対する措置)

第16条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第36条第1項中「第89条」を「第96条」に改める。

第72条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第121条を第129条とする。

第16章を第17章とする。

第15章中第120条を第128条とし、同章を第16章とする。

第14章中第119条の2を第127条とし、第116条から第119条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第15章とする。

第13章中第115条を第122条とし、第110条から第114条までを7条ずつ繰り下げる。

第109条第2項中「第95条第2項」を「第102条第2項」に改め、同条を第116条とする。

第13章を第14章とする。

第12章中第108条を第115条とし、第101条から第107条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第13章とする。

第11章中第100条を第107条とし、第96条から第99条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第12章とする。

第10章中第95条を第102条とし、第94条を第101条とし、同章を第11章とする。

第9章中第93条を第100条とし、第87条から第92条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第87条 議長は、会議において公聴会を開く議決があったときは、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第88条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第89条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第90条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 議長は、公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第91条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第92条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第93条 議長は、会議において参考人の出席を求める議決があったときは、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前3条の規定は、参考人について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成24年(2012年)12月17日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)12月17日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄